

表 4-3 概況調査の結果（平成 29 年度）

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数
環境 基準 項目 要 監視 項目	カドミウム	0.003	0.001	30	0	0
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0
	鉛	0.01	0.005	30	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0
	砒素	0.01	0.005	30	0	0
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0
	PCB	不検出	0.0005	30	0	0
	ジクロロメタン	0.02	0.002	60	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	60	0	0
	クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002	0.0002	60	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	60	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	60	0	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	60	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	60	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	60	0	0
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	60	2※(1)	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	60	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	60	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	60	0	0
	セレン	0.01	0.002	30	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	30(0)	0
	ふっ素	0.8	0.1	30	5(0)	0
	ほう素	1	0.02	30	4(0)	0
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	30	0	0
	フェニトロチオン	[0.003]	0.0003	16	0	[0]
	イソプロチオラン	[0.04]	0.004	16	0	[0]

（資料：環境政策課）

- （備考）
- 1 調査地点数は、1地区1地点である。
 - 2 福井市(特例市)実施分を含む。
 - 3 要監視項目については、指針値を [] 内に示す。
 - 4 検出地区数の()内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数(内数)を示す。
【汚染判断基準は、トリクロロエチレン 0.005mg/L、硝酸・亜硝酸性窒素 5mg/L、ふっ素 0.4 mg/L、ほう素 0.5mg/L】
 - 5 環境基準超過地区数の [] 内は、要監視項目について指針値超過地区数を示す。
- ※ 1地区については、トリクロロエチレンによる継続監視調査を実施している地区内における検出であり、新たな汚染ではない。(1地区については、汚染井戸周辺地区調査を実施)